

神戸大学医学部附属病院医療安全監査委員会規程第3条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

神戸大学医学部附属病院医療安全監査委員会規程第3条に基づき、神戸大学医学部附属病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり管理者等からの説明及び聴取の方法によって報告を求めることにより、監査を実施した。

- ・日 時：2024(令和6)年3月21日(水) 10:00～11:50
- ・場 所：外来診療棟4階 第一会議室
- ・委員長：寺尾 秀一（加古川中央市民病院 内科 科特任部長）
- ・委 員：丸山 英二（京都府立医科大学大学院医学研究科 客員教授（非常勤））

2. 監査の内容及び結果

- (1) 画像診断レポートの見逃し問題への取り組み（前回からの進捗報告）、医療安全の管理体制として、医療の質・安全管理部や部長、医療安全管理責任者の業務について

画像診断レポートの見逃し問題への取り組みについて、各診療科の未読状況は放射線部及び医療の質・安全管理部が毎月1回程度定期監査を行い、重要フラグがついた所見については医療の質・安全管理部が毎月2回程度監査を行い、責任者である外来医長に指導を行っていることを確認した。その成果として、令和5年2月9日時点では未読率は12.9%であったが令和6年1月15日時点では2.7%まで減少していることを確認した。

高難度新規医療及び異形輸血の2つの事案について、それぞれの経緯及び対応状況について確認した。このうち、高難度新規医療の事案については、いったん承認された後の実態把握、点検、評価に課題があったため、引き続き病院として対策を強めていただきたい旨をコメントした。また、異型輸血の事案については、示された対策が実施されるよう点検を継続していただきたい旨、コメントした。

- (2) 医薬品安全管理について

医薬品情報管理室において、医薬品情報の収集及び他施設との連携を行い情報の一元管理を行っており、必要に応じて医薬品安全管理委員会で評価・検討していることを確認した。

医薬品情報室及び病棟薬剤師から医薬品情報を周知し、病棟薬剤師からは併用禁忌薬投与の未然防止について周知し、医療安全管理マニュアルを改訂していることを確認した。この点について、アレルギーのチェックは煩雑で難しく、電子カルテのチェックから漏れてしまうことがあるため、手書き入力ではできるだけ排除されたい旨、コメントした。

- (3) 医療機器安全管理について

医療機器安全管理委員会は毎月開催しており、医療機器の安全使用のための研修の実施、医療機器の安全使用のための情報収集、未承認等の医療機器を用いた医療の提供、医療機器の安全確保を目的とした改善方法の実施等を行っていることを確認した。

令和5年度に新規医療機器の導入時研修を義務化し、機器購入時に、各部署で研修対象者の名簿を作成し、医療機器安全管理委員会で確認していることを確認した。この点について、新規医療機器の研修の適正化に向けて、人事異動があった際フォローアップを含め、さらに整備していただくよう、コメントした。

3. 総括

神戸大学医学部附属病院の医療安全管理体制の構築及び医療の質の向上に関する取組み状況について監査を実施した結果、適正な対応がなされていたと認める。

2024年4月24日

神戸大学医学部附属病院医療安全監査委員会
委員長 寺尾 秀一